

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

【畑石顕司君登壇】

○畑石顕司君 皆様、こんにちは。自由民主党広島県議会議員連盟の畑石顕司です。質問の機会を与えていただいた中本議長をはじめ、先輩、同僚議員の皆様、そして、私の活動をいつも支えていただいております皆様に心から感謝を申し上げます。

さて、昨年11月に閣議決定された国の強い経済を実現する総合経済対策では、いまだデフレ・コストカット型経済から完全には脱却できておらず、地方や中小企業にまで景気回復の実感が行き渡っていないとの現状認識が示されています。

また、主要各国の経済政策の潮流は、市場に過度に依存する新自由主義的発想から、官民連携を強化し、戦略的な国内投資の拡大を通じて国力の増大を目指す新たな時代の政策へと大きく転換しているとの認識を示し、その上で我が国の経済政策の目的は、財政規律そのものではなく、国民一人一人の暮らしを豊かにし、将来への不安を希望へと転換することにあると明確に打ち出されました。私もこの現状認識と施策の方向性は基本的に正しいと考えており、広島県においても国の方針と歩調を合わせた施策展開が必要であると考えています。

先般、総務省より人口移動報告が発表され、広島県は転出超過が5年連続ワーストと不名誉な報道が流れています。転出超過は、広島県喫緊の課題ではありますが、以前から指摘しているように転出超過の本質は、転入数の減少にあると私は捉えています。まちづくり、産業づくり、人づくりの観点から施策を展開する必要があり、今日は産業づくりと人づくりに焦点を当てて質疑を行います。明快な答弁を期待して早速質問に入ります。

質問の第1は、広島県経済の現状認識についてお伺いします。

令和8年2月に県が発表した広島県経済の動向においては、景気は緩やかな回復基調にあるとの認識が示されておりますが、中長期的な視点で見たとき、本県経済を支える産業基盤は本当に上向きの基調にあると言えるのでしょうか。

転出超過が広島県最大の課題となっており、若年層の転出要因に目が向けられ、啓発を含めて転出対策に力点を置いて施策を実施しておりますが、足元の現状を正しく認識する必要があります。例えば、本県の基幹産業の一つである自動車産業を牽引してきたマツダの国内生産台数は、1990年には約140万台であったものが、現在は70万台余りと、ほぼ半減しております。また、日鉄呉製鉄所の撤退、JFE福山の高炉1基休止など、多くの雇用を支えてきた鉄鋼業も縮小傾向にあります。さらに、不動産の登記件数もピーク時の40%程度にまで大幅に減少しており、設備投資や企業活動の停滞を示す兆候ではないかと懸念しております。

加えて、人口転出超過だけでなく、企業の転出超過も大きく、かつて札幌・広島と並び称された地方拠点都市としての地位も揺らいでいます。経済センサスによれば、従業員300人以上の大規模な支店・支社等の数は、過去15年間で広島県が5%減少する一方、宮城県は10%、福岡県は45%増加し、岡山県も10%の増となり、かつて中国地方を所管する拠点であった広島の地位は低下し、四国も含めた拠点として岡山に支店を移す例も増えていると聞きます。マイクロメモリジャパンの半導体拠点整備など、明るい話題もありますが、これら一連の流れを俯

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

瞰したとき、全体としては縮小の力のほうが強く働いているのではないのでしょうか。

前回の一般質問でも、平成の市町村合併による雇用の受皿の縮小、中四国地方から広島を目指す機運の衰退を取り上げましたが、産業構造基盤の縮小が転入者減少の大きな要因の一つだと考えています。

そこで、本県経済を牽引してきた産業の多くが徐々に生産を落としてきている現状を正しく認識し、課題に対応していくことが必要であると考えますが、県として現在の県経済の状況や、基幹産業の衰退と拠点性の喪失という構造的な課題をどのように認識しているのか、知事の所見をお伺いいたします。

質問の第2は、国の経済政策を受けた予算編成と産業づくりについて、5点お伺いいたします。

1点目は、国の経済政策を受けた予算編成についてお伺いします。

高市政権発足後、新たな国の総合経済対策が示された上で、日本成長戦略本部より戦略17分野が示され、責任ある積極財政の下、官民連携して集中的に基盤強化を図る方針が示されました。特にAI及び半導体、造船、防災及び国土強靱化、防衛産業、海洋分野は、本県がこれまで培ってきた産業基盤や立地特性と高い親和性を有し、次代の基幹産業へと発展し得る分野であり、マイクロメモリジャパンの半導体拠点整備や、日鉄呉製鉄所跡地を活用した多機能な複合防衛拠点の整備などは、その象徴的な事例であると言えます。

人口減少が進み、産業基盤の衰退が懸念される中で、自動車、鉄鋼といった従来の基幹産業のさらなる競争力強化に取り組むとともに、国の重点施策と歩調を合わせ、新たな基幹産業を育成し、本県産業を戦略的に再構築していくことは、産業競争力の強化のみならず、雇用の創出と企業集積による転入人口の増加にも直結することから、これらの分野に戦略的な投資を呼び込むことが重要であると考えます。

令和8年度当初予算案に示された商工労働局関係の施策メニューを拝見すると、施策メニュー及び予算額ともに令和7年度からの踏襲の域を出ない印象です。これは、国の経済政策が大きく転換するという流れの中で、本県産業の構造そのものの再構築という点では、いささか力強さに欠けるのではないのでしょうか。半導体関連産業集積促進事業が新設された点は評価しますが、規模は約5,000万円にとどまり、国の投資規模やスピード感と比べると、なお力不足は否めません。

造船分野においても、国の策定した造船業再生ロードマップでは、2035年までに建造量を倍増させる目標を掲げ、官民で1兆円規模の投資を想定していますが、造船県である本県の予算案の資料からは、造船の文字は見当たらないという状況です。

また、先ほども触れたように、自動車生産台数がピークの半分となっていることを考えれば、既存の分野から他の分野への新たな挑戦と開拓も求められます。国の重点分野に呼応した産業誘致を強力に推進するとともに、県内事業者の新たな重点分野への挑戦を強力に後押しすることが不可欠です。

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

そこで、本県の令和8年度当初予算案における、国の経済政策や戦略17分野の方向性を踏まえた取組について、知事にお伺いいたします。

また、企業立地促進助成制度も含め、国の戦略分野を見据えた産業誘致と、県内企業の国の戦略分野に限らない新分野挑戦の後押しへの見通しと決意を併せてお伺いいたします。

2点目は、日本製鉄瀬戸内製鉄所呉地区跡地における複合防衛拠点整備と産業政策についてお伺いいたします。

先ほど私は、国の重点分野に呼応した産業再構築の必要性を訴えましたが、その象徴的な舞台が日鉄呉跡地です。日鉄呉跡地については、国が多機能な複合防衛拠点として整備する方針を示し、検討を本格化させています。この構想において、呉は陸上自衛隊や米軍基地に近接する戦略的要衝として、その重要性が高く評価されています。

私は、この複合防衛拠点整備を単なる部隊の拠点にとどめるのではなく、防衛装備品の維持・製造機能はもちろんのこと、研究開発機能を有機的に結合させた拠点として構想することが、呉市のみならず、広島県全体の産業発展の起爆剤になり得ると考えています。

私が言うまでもないことですが、呉市は、海軍鎮守府と共に海軍工廠が設置されたことにより産業の裾野が広がり、戦後も海軍工廠時代に培われた産業基盤が民生分野へと波及して広島県の経済を支えてきました。過去、日本の防衛産業は、装備品輸出への過度な制限といった制約の下で国際競争力を失ってきた反省を踏まえ、近年ようやく開発を含めた新たな防衛産業政策へとかじを切りました。まさに今が、防衛産業を成長分野として位置づけ、産業集積を形成する好機でもあります。

台湾では、半導体関連産業を核としたサイエンスパークにおいて、製造拠点、研究開発、人材育成が一体となった産業クラスターが形成され、世界的競争力を生み出しています。

本県においても、防衛産業版のサイエンスパークとも言うべき拠点構築を目指すべきであり、産業クラスターを形成できるかどうかが鍵となります。そのためには、防衛装備庁が最近発足させた新世代装備研究所や防衛イノベーション科学研究所といった産官学の研究開発拠点を積極的に誘致し、防衛分野の研究成果を民生分野へ波及させる道筋を描くべきではないでしょうか。幸いなことに三菱重工業、日本製鋼所、そして、IHIなど防衛分野に強いメーカーも広島に拠点を置いており、緊密な連携が可能です。

県は昨年度、防衛省の構想が示されたため、総務委員会において慎重な予算執行を指摘したにもかかわらず、2,000万円をかけ、複合防衛拠点整備を脇に置いた跡地への産業誘致の調査を行い、結果として時期を逸した内容の薄い報告書が示されておりました。

そこで、日鉄呉跡地を核として、呉地区にとどまらず県内全域へ経済効果を波及させるため、研究開発機能誘致へ呉市と全力で取り組むとともに、産業クラスター形成に向けて研究開発機能を含め、どのような拠点整備が最適なのか、防衛省や呉市、防衛産業メーカーと連携しながら、改めて十分な調査費を計上した上で、戦略的な検討を行うべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

3点目は、ワット・ビット連携についてお伺いします。

生成AIの急速な進展により、膨大なデータ処理を担うデータセンターの整備が急務となる中、それを支える電力、いわゆるワットと情報通信基盤であるビットの双方が決定的に不足することが強く懸念されています。こうした中、国は官民連携によるワット・ビット連携を成長戦略の重要課題に位置づけ、検討を本格化させています。

ワット・ビット連携とは、データセンターの立地と併せて、再生可能エネルギー等の電源整備や高速通信網の構築を一体的に進める構想であり、データセンター事業者、電力・通信事業者、そして、自治体が連携して取り組むことが不可欠です。

現在、国内のデータセンターは関東に約6割、関西に約2割が集中していると言われており、災害時のリスク分散、十分な用地の確保、電力や通信インフラのポテンシャルなどの理由から、ワット・ビット連携の当面の候補地としては、北海道や九州が有力とされています。

ワット・ビット連携による拠点形成は、単なるデータセンター誘致にとどまらず、異なるネットワークを相互接続するポイントであるインターネットエクスチェンジの誘致につながる可能性や、地方創生2.0との連携も重要と言われ、地域密着型のデータセンターの整備によりスマート農業の利用促進など雇用創出や新産業の集積を通じての地域活性化への寄与も期待されています。

以上のようなデータセンターを中心とした拠点整備の重要性は言うまでもないことですが、私がこの構想に着目するのはもう一つの理由があります。それは、原子力発電所立地の適地が関西や九州と比べると圧倒的に劣る中国地方において、産業活性化の基盤でもある電力のポテンシャルは強くない状況にあり、産業誘致のアキレス腱になる可能性が高いと考えているからです。

ワット・ビット連携では、再生可能エネルギーによる電力供給が必須であり、グリーントランスフォーメーションの観点からも、我が県に適した再生可能エネルギーによる電力供給とは何かを模索することは、今後の安定かつ安価な電力供給への道筋に成り得るのではないかと考えるからです。令和5年11月には本郷産業団地への大規模データセンターの立地が決定し、約1,000億円規模の投資が公表されるなど、我が県においてもワット・ビット連携の可能性を追求する条件はありそうです。

そこで、グリーントランスフォーメーションとデジタルトランスフォーメーションの両立を図る観点からも、ワット・ビット連携を本県産業の再構築の一環として位置づけ、調査研究を進めていく必要があると考えますが、今後の取組方針について、知事にお伺いいたします。

4点目は、公的需要が与える地域経済への影響及び低入札価格調査制度の見直しについてお伺いいたします。

建設業は、県内就業者数の約13%を占める基幹産業であり、とりわけ産業の多様性に乏しい中山間地域においては、数少ない安定的な雇用の受皿として、地域経済を下支えしてきました。そのため、公共事業は、アクセス等の整備による地域の経済成長の土台づくりや、災害を防ぎ

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

暮らしの安全を守る基盤の整備にとどまらず、資機材の調達、運送、サービス業など幅広い産業分野に波及し、地域経済全体を循環させる公的需要としての役割も果たしていると考えています。

また、建設事業者は、災害発生時には河川の応急復旧、土砂撤去など、最前線で復旧・復興を担う地域の守り手として、県民の生命と暮らしを守る不可欠な存在であり、仮に地域の建設事業者が減少すれば、災害時に復旧工事をしたくても担い手がいないという事態を招きかねません。

県としても、地域において重大な役割を担う建設業の持続可能な事業環境を確保していく必要があると考えますが、本県の公共工事入札制度には重大な課題があると言わざるを得ません。本県では、令和5年9月の低入札調査基準価格制度の改正により、従来おおむね90%以上であった調査基準価格が、予定価格の82%から92%の間で、各社の入札額の平均値を基に決定される方式に見直され、その後、我が会派の強い要請により調査基準価格の下限値を85%に引き上げられているところです。

一方、広島県を除く46都道府県では、調査基準価格が予定価格のおおむね90%から92%となる国が定めた中央公契連モデルを採用、準拠、または、中央公契連モデル以上の調査基準価格を設定しており、90%未満の調査基準価格を設定しているのは全国で唯一、広島県のみとなっております。

結果として、下限値付近での入札が増加し、令和7年度の広島県における土木・建築工事の落札状況を見ると、落札率が90%未満となった案件は全体の約28%も占めており、建設業者の体力を奪っています。特に規模の小さい建設事業者への影響がより大きくなっている現状がデータからも読み取れます。

近年、資機材価格や労務費の高騰が続く中で、過度な価格競争は工事品質の低下や下請事業者へのしわ寄せ、さらには担い手不足の加速を招きかねず、建設業界からは入札制度を以前の形に戻してほしいという切実な声が強く寄せられ続けています。

私は、全国で唯一広島県だけが、デフレ・コストカット型の支出の削減を優先しているとしか思えないような制度にこだわり、事業者からの訴えに応えようとしない姿勢が不思議でなりません。大切なことは、地域の守り手である建設事業者が適正な利益を確保し、将来に向けた投資を維持できる環境を整備することなのです。

そこでまず、県として、公共事業等の公的需要が地域経済や雇用の維持に果たしている役割、また、災害時における建設事業者の重要性について、どのように認識されているのか、知事の所見を伺います。

また、現行の低入札価格調査制度が県内建設事業者の経営に与えている影響をどのように把握しているのか、さらに、中央公契連モデルとの乖離をどう考え、今後、制度の見直しを検討していく考えがあるのか、併せて知事にお伺いいたします。

5点目は、広島港の港湾計画の方針についてお伺いいたします。

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

広島港港湾計画は、平成31年に改訂され、地域産業の持続的発展を支える国際物流拠点の形成、人流・にぎわいの創出、防災・減災機能の強化などの基本方針の下、広島港の将来像の実現に向けた整備方針が示されております。

しかし、計画改訂から一定期間が経過したものの、整備の進捗は順調とは言えません。港湾業界からは、耐震バースや背後地の整備、港湾倉庫不足の解消、広島港国際コンテナターミナルへの管理棟設置など、物流機能強化に向けた強い要望が寄せられています。予算の制約があることも理解しますが、国による整備は5年ほど遅れており、広島港を回避して他港を考える企業も出てくるのではないかと、港湾事業者からも懸念の声が上がっています。

これらはいずれも、本県の産業基盤を支える国際物流拠点の形成に不可欠な基盤であり、日本成長戦略本部から示された戦略17分野に含まれる港湾ロジスティクスの強化とも呼応しながら、整備するスピードを上げる必要があります。

また、港湾事業者等からは、広島港の重大な課題として、物流機能と人流・にぎわい機能が明確にエリア分けされていない点が指摘されています。とりわけ、広島市立広島特別支援学校をめぐるのは、従前から物流動線とのふくそうによる安全面の懸念などが示されております。エディオンピースウイング広島も当初は宇品の広島みなと公園への建設方針が示されましたが、港湾関係事業者とサンフレッチェ広島の反対により現在地への建設に方針転換した経緯があります。これらが示すことは、広島都市圏のまちづくりがそうであるように、パッチワーク的な当てはめ方式でまちづくりをする広島の欠点です。

例えば、神戸港では、物流機能を沖合の埋立地に集約し、高機能な物流拠点を形成するとともに、都心側では、以前は物流が混在していた地区を観光・商業施設などに再開発し、にぎわい創出を図るといった明確なゾーニングにより、両立を実現しておられます。港のにぎわいづくりに成功している都市の共通点は、まさにこの明確なゾーニングの成功にあると言えます。

広島港においても、例えば出島地区や海田地区などを物流・産業基盤の強化、宇品地区を旅客・にぎわいの創出に明確に切り分け、それぞれに特化した機能強化を図るとともに両者がふくそうしない道路インフラの整備を行うべきではないでしょうか。さらに、広島市が出島地区で計画していたメッセ・コンベンション施設について、正式に中止の手続に入るとの報道もされておりますが、これを機に単なる一部改訂ではなく、物流と人流・にぎわい機能とのすみ分けについて、根本的な解決策を模索しなければ、広島港のさらなる発展は実現できないのではないのでしょうか。

そこで、国際物流拠点の形成に向けて、物流基盤整備についてどのようなスケジュールで進めていく考えであるのか、知事の所見を伺います。

また、メッセ・コンベンション施設事業予定地の土地利用計画の見直しを含め、物流機能と人流・にぎわい機能の明確なすみ分け、動線分離を前提とした港湾計画の再整理について、どのような方向性を描いているのか、さらに、国が掲げる成長戦略における港湾ロジスティクス強化の方針を受け、今後、広島港の港湾計画をどのように進化させていく考えであるのか、併

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

せてお伺いいたします。

質問の第3は、都市部における県立高校再編の必要性についてお伺いいたします。

私は、令和4年12月の一般質問において、都市部の高校再編の必要性を取り上げて以降、令和5年及び6年、それぞれの12月議会の一般質問、昨年の予算特別委員会と、その必要性を粘り強く訴えてきました。改めて、それはなぜなのか、大きく2つの理由があります。

1つ目は、急速な少子化です。何度も触れてきたことですが、我々の第2次ベビーブーム世代から既に子供の数は半減、あと10年でピークの4割になることは確実です。

2つ目は、社会構造の大きな変化です。日本は団塊の世代が社会に出る頃より、長らく人手余りの環境下にありましたが、もはや人手不足が喫緊の課題となる社会背景へと大きく転換しました。

また、AIの急速な進化により、大学を出て、ホワイトカラーの正社員として雇用されれば、人生がある程度安泰であるという前提は崩れつつあります。このような大きな状況変化を考慮して今後の高校教育の在り方を考えた場合、公立高校の大胆な再編は必要不可欠であることは言うまでもありません。そのような中、昨年12月に、県立高校22校を9校へ再編するという案を教育委員会が検討していることが報道され、大きな反響を呼びました。市の反対などもあり、結果として先日の委員会で示された案は、18校を7校へ再編する案へと後退してしまいました。

学校再編を考える時、3つの視点を考慮する必要があります。1つ目は卒業生の視点です。反対意見の多くは、この視点に基づくものだと考えますが、出身校への愛着や誇りは誰もが持つものであり、現状変更に対抗するその思いは痛いほど理解できます。2つ目は地域の視点です。長年にわたり人材を輩出してきた歴史や、地域に根差した学校としての存在感は、卒業生の視点と同様に強い誇りがあればあるほど、簡単に割り切れるものではありません。3つ目は、これから学ぶ生徒の視点です。将来学ぶ生徒にどのような教育環境を準備できるのか、公教育として、地域として、社会構造の大きな変化を見据えた上で、偏差値のみで進路が決まる教育からの脱却を考えなければならないのです。

先ほども指摘したとおり、AIの急速な進展により、ホワイトカラー職種の在り方そのものが大きく変わろうとしている潮流の中で、従来型の普通科中心、大学進学を前提とした高校教育を漫然と維持することが、本当に生徒の将来につながるのでしょうか。3つの視点を全て満足させることは、残念ながらできないのです。そうであるならば、最も重視すべき視点は、将来学ぶ生徒の視点であることは明白です。

一方で、世の中の意識が急に変わるものではないのも事実です。4月から始まる高校の無償化については、教育的理念なき無償化であり、国の方針に対して、私は全く評価していませんが、1つだけよい点があります。それは、大学進学を前提とした従来型の教育を私学に当面任せられることです。つまり、時間稼ぎができる間に公立が果たすべき教育目的を明確にして、私学のない中山間地域の公立高校の今後を考える上でも、都市部の高校再編を行う

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

べきなのです。

私は昨年、フィンランドの小中一貫校を視察しましたが、保育園の頃から子供たちへ何がやりたいのか、どこが居心地よいのか、常に問い続け、小学校高学年から、木工、塗装、溶接までも経験する機会があり、自分自身の興味・関心を確認しながら、次第に自分の進路を整えていく、そのような教育が実践されていました。

人手不足が進む我が国において、人でなければできない仕事、いわゆるエッセンシャルワークの重要性は今後ますます高まるばかりであり、日本においても、学力偏重や学校の序列に依存した教育制度の在り方そのものを見直す時期に来ているのです。明確なビジョンを持った高校再編が行われることで、小学校や中学校の教育の在り方も変わらざるを得なくなります。

文科省も、ようやく高校再編を含む高校改革の重要性に気づき、各都道府県にネクストハイスクール構想に係る基金を造成し、先導的な学びの在り方を構築する高校を創設することとしました。また、高専等の学科、コースの設置等への支援メニューも拡充されています。

福岡市では福岡市立博多工業高校の学科再編と高専併設が計画され、愛知県でも県立総合工科高等学校に高専を併設することが発表されたばかりです。それぞれの地域において、これまでの延長線上での発想で高校を残すことに力を注ぐよりも、地域の子供たちのためにも新たな学びの場を創出する前向きな議論を行い、教育内容の刷新や設備等の教育環境の充実に全力を挙げるべきではないでしょうか。

いつか手をつけなければならない改革を先延ばしにすることは、広島県の人づくりの低下を招き、広島県の地盤沈下を招くことになるのです。その意味で大胆に再編する案を提案した教育委員会の姿勢を私は強く支持します。

そこで、将来の生徒の学びを最優先に据えた高校再編に向けた教育委員会の決意を向うとともに、再編によって予算や教員などの教育的資源の選択と集中をどのように行う考えであるのか、教育長の所見を伺います。

質問の第4は、公益通報の機能不全についてお伺いします。

平成30年豪雨災害の復旧工事の際、県が国土交通省に虚偽の公文書を提出して国庫補助を受けたことが判明しました。経緯をたどると、令和3年11月30日に、県人事課に対して虚偽公文書作成を訴える公益通報がありました。人事課は、令和5年4月11日に事実認定に至ることができなかつたと通報者に対して通知、納得のいかない通報者がマスコミに情報提供、報道を受けて総務局が再度調査を行い、虚偽公文書の存在を認め、公益通報が機能しなかつたこと及び土木建築局担当事務所がなぜ虚偽の公文書を作成したのかなどについての調査を行うことになりました。

私は当初より、虚偽文書による国庫補助を受けたことも問題であるが、関係者からの内部通報がありながら、公益通報が正常に機能しなかつたことのほうがより重大な問題があると委員会等で指摘してきました。

昨年12月に、公益通報が機能しなかつたことに関する調査依頼を受けた弁護士の調査結果

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

報告書が提出されました。この報告書によると、公益通報後の最初の調査において虚偽文書作成の事実は把握しており、当時相談した弁護士から、刑法第156条虚偽公文書作成等の構成要件に該当し、コンプライアンスや内部統制上も重大な問題であるとの意見を聴取しています。令和4年3月30日の時点において、十分に通報内容が事実であることを把握しており、速やかに知事へ報告するべきでしたが、令和4年9月9日には、相談自体が公益通報制度上のルール違反であると考えられる総務局長や行政経営部長との協議を経て、再度のヒアリング調査などが行われ、最終的に事実認定できないとの結論に至ったのです。

適切な判断ができなかったことについて、調査した弁護士からは、公益通報された事実認定と、事実認定後の懲戒処分に関する事実認定の判断を混同したことによるものと推測されるとの見解が示されていますが、このような甘い推測で許される判断ミスなのでしょうか。

総務局長にまで相談を行い、事実認定の段取りまでしていたことが報告書には描かれており、素直に報告書を読めば、判定を覆すことを前提に再度の調査を行ったのではないかと疑われても仕方のない状況です。

私は、平川前教育長の不透明な入札事案と構図が極めて似ていると思うのです。パンゲアとの事案は、3,000万円もの費用をかけて弁護士に事案解明を依頼し、法令違反が指摘されると、その後判明したキャリアリンク等の事案の際には、経費の削減を理由に、教育委員会がパンゲア事案の報告書の調査手法をまねて報告書を作成、疑わしいが法令違反とまでは言えないとの結論とすることで、処分等を行われたいという前代未聞の対応を行ったのです。このことは令和5年11月の決算特別委員会で厳しく指摘させていただきました。自らを律するためではなく、都合のよいように内部で処理するために制度が利用されることはあってはならないのです。

そこで、公益通報制度が正常に機能しなかったことについて、改めて見解を求めるとともに、公益通報が認定されなかった経緯について、再度の詳細な報告を強く求めますが、知事の所見を伺います。

以上で質問を終わります。昨年11月より、横田県政がスタートしました。湯崎県政から大きく変えるべきことを明確にしながら、横田カラーを打ち出してほしいと期待しています。よいことは背中を押し、駄目なことははっきりと指摘する。あるべき提言も行いながら、私はこれまでと変わらず、是々非々の姿勢で議会に臨みます。県民の皆様と共に歩み、県民目線での活動を引き続き行うことを、傍聴に来ていただいた皆様にお約束して、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（中本隆志君） 当局の答弁を求めます。知事横田美香君。

【知事横田美香君登壇】

○知事（横田美香君） まず、本県経済の現状認識についてお答えいたします。

我が国の経済や雇用を支えている自動車、鉄鋼、造船をはじめとした重厚長大型のものづくり産業は、新興国の台頭によるグローバル競争の激化や急速なデジタル化への対応、人手不足

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

や物価高など、多くの課題に直面しております。こうした厳しい状況は本県においても例外ではないことから、基幹産業の成長支援と新産業の育成、集積に取り組み、しなやかで力強い産業構造を目指すことが重要であると認識しております。

これまでの取組により、令和4年度の県内総生産のうち、輸送用機械は9,141億円と、平成24年度の6,208億円と比較しておよそ1.5倍に伸びており、電子部品・デバイスは3,787億円と、平成24年度の687億円と比較しておよそ5.5倍に急伸びしております。

今後も、まずは基幹産業であるものづくり産業のさらなる進化を図るため、大学や研究開発機関などと連携し、高度で多彩な産業人材の集積に取り組むとともに、県内企業の持続的な発展の原動力となる研究開発の強化やデジタル技術の活用促進、生産性・拠点性向上に向けた投資促進などに取り組んでまいります。

また、広島県の強みを生かし、今後、成長が見込まれる半導体関連産業やバイオ・ヘルスケア分野、環境・エネルギー分野といった先端・成長産業の一層の育成、集積に向けた取組を強化してまいります。

加えて、本県は国が進めるスタートアップ・エコシステム拠点都市の中でも、世界的ネットワーク形成を目指す全国8か所のグローバル拠点都市の一つに選定されており、県内の産学金官言が一体となって、スタートアップが次々と生まれる環境の構築を目指し、多彩な企業、人材の集積に取り組んでいるところでございます。

今後も、ものづくり産業のさらなる進化や、様々な産業が広島で成長する、しなやかで力強い産業構造への転換を図ることにより、本県経済の持続的発展につなげてまいります。

次に、国の経済政策を受けた予算編成についてでございます。

国の日本成長戦略本部におきましては、危機管理投資、成長投資による強い経済を実現するため、AI、半導体や造船など17の戦略分野を掲げ、本年夏頃の成長戦略策定に向けて検討が行われているところであり、本県におきましても、関係省庁と意見交換を行うなど、緊密に連携を図っているところでございます。

また、国におきましては、17の戦略分野を中心に各都道府県とも連携して、地域ごとに戦略産業クラスター計画を策定することとしていることから、本県といたしましては、国との意見交換や、当該計画の有識者会議への出席など、国と連携して対応しているところであり、今後、国が計画を策定した際には本県の取組に反映させてまいります。

次に、国の戦略分野に呼応した産業誘致の取組でございますが、例えば、半導体関連産業の集積に向けましては、先端・成長産業の対象分野の一つとして位置づけ、設備投資に対する助成を行うほか、県内企業の新規参入促進や、課題解決をサポートするための相談体制の整備などに取り組むこととしております。

また、県内外のAI開発者と県内企業との共創により、AIを効果的に活用した新たなソリューションの開発に挑むひろしまAIサンドボックスを通じて、県内企業におけるAI活用を促進するとともに、県外からAI企業やAI人材を呼び込んでまいります。

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

加えて、造船などのその他の分野につきましても、県内の事業所はもちろんのこと、首都圏などにある本社も訪問し、国の戦略を見据えた企業ニーズや課題、投資動向の的確な把握に努め、企業誘致と投資の促進に取り組んでまいります。

次に、国の戦略分野に限らない新分野へ挑戦する企業に対する支援につきましては、本県の強みを生かし、バイオ・ヘルスケア分野、環境・エネルギー分野を対象に、ビジネスマッチングの促進、事業化までの各フェーズに応じた知見を有する専門家による伴走支援、コミュニティーを活用した普及やイノベーションの促進などの取組を行っているところでございます。

本県産業の現状を注視しながらこうした取組を進めることにより、しなやかで力強い産業構造への転換を図り、本県経済の発展につなげてまいります。

次に、日鉄呉跡地における防衛拠点整備と産業政策についてでございます。

日本製鉄瀬戸内製鉄所呉地区跡地の利活用につきましては、一義的には土地所有者である日本製鉄や、日本製鉄と売買契約締結に向けた基本的事項の合意を行った防衛省が決定するものと考えております。

しかしながら、跡地の利活用は、地域経済に大きな影響を与えるものであることから、多機能な複合防衛拠点整備案に係る民間企業誘致エリアに、経済波及効果が期待できる企業を誘致することなど、将来の地域活性化につながる利活用となるよう、日本製鉄や防衛省に対して要望してまいりました。こうした中、防衛省の整備案では、民間企業誘致エリアが20ヘクタール確保され、スタートアップ企業も入居できる研究関連施設を整備することとされました。

このため、昨年度、呉市で行った利活用策に係る調査結果も活用しながら、防衛装備品に関連する製造業のほか、研究関連施設におけるAIやサイバーセキュリティなどのスタートアップの誘致などについて、呉市と共に防衛省と継続して意見交換を行ってまいりました。

多機能な複合防衛拠点の整備は、国防という国の専管事項であることから、国において検討がなされるものではございますが、本県といたしましても、呉市と連携し、経済波及効果や雇用が最大限確保され、地域活性化につながる利活用が早期に実現されるよう、防衛省と意見交換を続けてまいります。

次に、公的需要が与える地域経済への影響及び低入札価格調査制度についてでございます。

公共事業は社会資本の整備を通じて、本県の経済活動を支えるとともに、特に中山間地域においては主要な産業として地域の雇用を支える重要な役割を果たしており、また、公共事業の担い手である建設事業者は、災害時の応急対応、復旧工事においても、最前線で県民の命と暮らしを支える地域の守り手として重要な役割を担っているものと認識しております。

こうした中で、建設事業者が将来にわたって役割を果たしていくためには、公共事業の発注を通じて、受注機会の確保を図るとともに、入札契約制度につきましても、地域の実情等を踏まえた継続的な改善が必要であると考えております。

低入札価格調査制度につきましては、建設事業者が実行可能な価格に基づく入札を促進するため、令和5年9月から調査基準価格が入札価格により変動する仕組みを取り入れておりま

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

すが、業界団体の皆様からは、過度に価格競争が働き、適正な利潤の確保が困難となっている、適切に積算した受注意欲の高い事業者が落札できないケースが生じているといった御意見も頂いております。

また、第三次・担い手3法の全面施行に伴い、適切な労務費の確保、行き渡りの実現に向けた国の具体的な取組が昨年12月からスタートし、この中で官積算をベースに適切な労務費等を確保する方針が示され、入札契約制度においても、実効性を確保するための取組が求められているところでございます。

こうした状況を踏まえ、建設産業の担い手を将来にわたって確保していくためにも、労務費等の必要な経費が確保される、より適切な環境で競争が働くよう、現行の低入札価格調査制度を見直したいと考えております。

今後、業界の皆様と丁寧意見交換を行いながら、公正な入札が維持されるとともに、高い技術力と意欲のある建設事業者が将来にわたって活躍できる健全な競争環境の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、担当説明員より答弁させていただきます。

○議長（中本隆志君） 商工労働局長梅田泰生君。

【商工労働局長梅田泰生君登壇】

○商工労働局長（梅田泰生君） ワット・ビット連携について、複数部局にまたがる質問ですが、私が代表してお答えいたします。

データセンターにつきましては、DXや生成AIの進展に伴い、社会インフラとして大きな成長が見込まれること、整備、稼働に当たっての巨額な設備投資や、サーバー等の設備更新等の継続的な投資が見込まれることなどから、本県では、先端・成長産業として位置づけ、重点的に誘致に取り組んでいるところでございます。

誘致に当たりましては、空港や高速道路インターチェンジに近いなど交通アクセスに優れ、災害のおそれが少なく、他企業等の事故の影響を受けにくい用地であることのほか、施設を稼働するために必要となる大量の電力を確保できることが重要な条件となります。

本郷産業団地は、こうした立地条件を満たしていたことから、令和5年11月にデータセンターの立地が決定されたところでございますが、今後もデータセンターを誘致していくためには、カーボンニュートラルに向けた動きが世界的な潮流となる中、再生可能エネルギーの導入を促進していく必要があると考えております。

こうした中、本県では、広島県地球温暖化防止地域計画において、令和12年度までに再エネ導入量を297万4,000キロワットとする目標を設定し、太陽光発電や小水力発電の導入促進に取り組んでいるほか、潮流発電における高効率かつ耐久性のあるブレードの開発や、バイオコークスの開発に向けた研究に対する支援にも取り組んでおります。

また、カーボンニュートラルに向けた取組といたしましては、国において、大崎上島町で次世代の高効率火力発電の実証研究——大崎クールジェンプロジェクトが平成24年度から開始

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

され、さらには、そこで分離、回収されたCO₂を有効利用するカーボンリサイクル実証研究拠点も整備が進められるなど、他地域にはない、大きなアドバンテージとなっており、こうした革新的、先導的な取組のさらなる拡大を国に提案しているところでございます。

今後も、ワット・ビット連携に向けて、再生可能エネルギーやカーボンリサイクル関連技術など、環境・エネルギー産業の育成、集積を図りながら、データセンターの誘致を進めてまいります。

○議長（中本隆志君） 土木建築局長藤田士郎君。

【土木建築局長藤田士郎君登壇】

○土木建築局長（藤田士郎君） 広島港の港湾計画の方針についてお答えいたします。

広島港につきましては、広島港長期構想に掲げる瀬戸内海を牽引するグローバルゲート広島港を実現するため、港湾計画において、物流関連ゾーンや交流拠点ゾーンなどのゾーニングを定めた上で、それに沿った港湾機能の配置、強化に向けた取組を進めてきているところであり、その中で、議員御指摘の個別の課題についても対応してきているところでございます。

具体的には、出島地区におきましては、国直轄事業でコンテナ岸壁の延伸整備を進めており、これに合わせて、令和8年度末までに暫定荷さばき場の整備を、令和9年度以降に臨港道路の整備を完了させる予定であり、並行して港湾倉庫向けの物流用地の造成を進めるとともに、管理棟につきましても、設置に向けた関係者協議に着手したところでございます。

次に、宇品地区におきましては、国直轄事業で船舶大型化や緊急物資輸送に対応するための耐震強化岸壁整備を令和12年度末の完成に向けて進めており、これに合わせて、背後埠頭用地の整備を着実に進めるとともに、倉庫機能の充実のため、利用者のニーズを踏まえて、物流用地の使用を許可するなど行ってきたところでございます。

また、出島地区のメッセ・コンベンション等交流施設用地につきましては、今年度中に広島市が予定しているMICE施設整備地の見直しを受けまして、今後の土地利用計画を広島市及び関係者と協議、検討してまいります。

さらに、出島地区、宇品地区における、より広域的な視点からの動線を含めた物流機能と人流機能の在り方につきましても、関係者の御意見を伺いながら検討してまいります。

県といたしましては、今後とも、国際物流拠点の形成に向けた取組を着実に進めるとともに、国における港湾ロジスティクス強化の検討状況も注視しながら、広島港のさらなる発展につながるよう、関係者と連携して、港湾計画の方向性について、継続的に検討を進めてまいります。

○議長（中本隆志君） 総務局長杉山亮一君。

【総務局長杉山亮一君登壇】

○総務局長（杉山亮一君） 公益通報制度の機能不全についてお答えいたします。

当初の公益通報調査において、妥当とは言えない事実認定がされたことは、公益通報制度が正しく運用されなかったということであり、これは公益通報制度の趣旨を損なうもので大変重

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

く受け止めているところでございます。

公益通報が認定されなかった経緯につきましては、第三者による再調査の報告書において、人事課は、当初調査の報告により通報事実の存在を判断できたにもかかわらず、その判断をせず、懲戒処分等の検討のために調査を継続し、刑法犯が成立すると判断できない状況となったことから、公益通報に関する事実も認定できないと判断したものと推測されております。

また、再調査を実施した第三者からは、県として隠蔽しようとした事実や証拠は、調査の中では見当たらなかったとの見解もいただいているところでございます。

なお、公益通報に関する情報につきましては、これまで、通報者保護の観点から一切公開しない取扱いとしておりましたが、今回の再調査の報告書については、事案の重要性に鑑み、最大限公開することを前提に通報者の特定につながらないように編集した上で、昨年12月9日の総務委員会で報告させていただいたところでございます。

県といたしましては、再調査の報告書で指摘された事項などを踏まえ、公益通報制度について、適切な事実認定ができるよう公益通報の運用スキーム全体について見直してまいります。

○議長（中本隆志君） 教育長篠田智志君。

【教育長篠田智志君登壇】

○教育長（篠田智志君） 都市部における県立高校再編の必要性についてお答えいたします。

少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が進行する一方で、AIの実装などデジタル技術が目まぐるしく発展しており、今後も、現在の人材供給トレンドが続いた場合、いわゆる事務職が余剰となる一方で、理系人材が不足するなど、労働力需給ギャップが生じる可能性が指摘されていることから、高等学校の役割として、不確実な時代に自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長、我が国や地域の経済、社会の発展を支える人材の育成などが急務であると考えております。

このため、このたびの県立高等学校の再編整備計画の素案は、AI等のデジタル技術を活用して、ものづくりなどの地域産業の持続的な成長を牽引する専門人材や、地域の持続的な発展を支える人材など多様な人材を育成するため、学校統合と学科改編を組み合わせることなどにより、少子化が進展する中であっても、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨しながら、多様な体験、学びができる教育環境を整備しようとするものであり、教育委員会だけでなく、地域や産業界とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、教育資源の選択と集中に関しましては、県立高等学校の建物の多くが昭和50年代に建てられたもので老朽化が進行していることに加え、今後も、生徒数の減少に伴って教職員定数の減少が見込まれているところでございますが、再編整備を行う学校につきましては、本県の地域社会や産業の未来を支える人材を育成する拠点として、最先端を学ぶ高等学校の特色化、魅力化となるよう、教育資源を優先的に投入したいと考えております。

○畑石顕司君 議長……。

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

○議長（中本隆志君） 再質問を許します。畑石顕司君。

○畑石顕司君 公益通報が機能しなかったことについて再質問を行います。

まず、この公文書偽造という重大なコンプライアンス違反が、マスコミ報道が引き金になって判明するという恥ずべき状況だということをもっと重く受け止めていただきたいと思います。答弁では、重く受け止めているという答弁なのですけれども、その結果の調査の仕方、それから結論への至り方、ここは重く受け止めているようには、私にはとても見えない状況です。通報者が泣き寝入りしていたならば、闇に葬り去られていたということになりますので、そこをまずは指摘させていただきます。

その上で、先ほども答弁あったように、調査した弁護士さんの見解を非常に重く重視されています。それによって、事実の認定とその認定後の処分の認定を混同した。そこに恣意的な動きはなかったというふうに調査した弁護士さんがおっしゃっているから、そうなのだという答弁であります。ところが、弁護士さんの見解、いろいろ報告書を読むと、都合のいいところは大変重要視する一方で、都合の悪い部分は何事もなかったかのように流しているようにも見えます。例えば、公益通報が機能しなかった要因は、先ほど申し上げたとおり、通報の認定と懲戒処分の認定を混同した、ここは非常に重視していらっしゃるわけですが、公益通報の調査の過程で、2度にわたり弁護士さんに意見を求めています。この2度目はセカンドオピニオンで意見を求めたわけですが、2度とも重大なコンプライアンス違反だと明言されています。

そして、不必要な関係者への再ヒアリングの結果、ヒアリング対象者の証言が変わるなどしたため、最初に意見聴取した弁護士さんに対して、こういうふうに意見変わったのですが、どうですかねと、もう1回意見聴取したら、その意見聴取を受けた弁護士さんから、それぞれ再ヒアリングを受けた職員が責任を押しつけ合って、闇に葬り去るようなことがあってはいけないと、そういった指摘を受けています。でも、結果としては、この弁護士さんのアドバイスはなかったことにして真相を闇に葬りかけた、そのようにも見えるわけです。弁護士の見解を自分たちの都合に応じて前面に出したり、なかったようにしているようにも取れるわけです。

まずは、この公益通報調査の際に相談した弁護士たちの強い意見を無視した理由をお答えください。

それからもう一つ、先日の東先生の代表質問に対して、今後の運用体制の見直しについては、次のように答弁されています。公益通報と懲戒処分の担当を分けることや、これまでも受けていた第三者からの助言を受ける仕組みづくりなどを含めて検討するという答弁でありました。しかしながら、この公益通報の制度自体はもともと至ってシンプルです。公益通報の認定は人事課長が行い、事実であれば知事に報告する。懲戒処分等のその後の対応については、知事の指示の下で、局長等が行うと、そもそもこれは明確に区分されています。その先で人事課長が処分を行うということがあったとしても、これは随分先の話ですから、改めて担当を分けるというのは、私はちょっと意味不明なのです。

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

なぜ、これほどシンプルな構造の公益通報制度をわざわざ複雑な運用を行って、結果として、組織的隠蔽があるのではないかと疑われても仕方のない事態に陥っているのではないかと、そこが問われているのです。

また、答弁で先日も自嘲げみに触れられておられましたけれども、第三者の助言、これ既に受けています。弁護士さんに2度聴取している、意見を聴取している。しかし、無視してしまった。つまり、この公益通報の運用体制の見直しについては、現時点では、ほぼゼロ回答ということになります。なぜ、納得のいく改善策が示されないのか。これは公益通報が機能しなかったことの分析が足りないからではないかと私は思うのです。

なので、公益通報が機能しなかった根本の原因究明、ここをもう少し分析する必要があるのではないかというふうに思いますが、それについて答弁を求めます。

○議長（中本隆志君） 当局の答弁を求めます。総務局長杉山亮一君

【総務局長杉山亮一君登壇】

○総務局長（杉山亮一君） それではまず、先ほどの再質問についてお答えを申し上げます。

まず、基本的に今回のプロセスに関しましては、先ほど御説明しました第三者である弁護士による再調査において、文書偽造の罪に該当するかどうかといったことだけではなくて、その調査を踏まえた判断の妥当性についても調査していただき、調査の過程で、事案の経緯でございますとか、誰が何を言ったのかなどについても確認されており、公益通報調査のプロセスについての検証もされているものというふうに考えているところでございます。

また、先ほどの再調査を踏まえて、今後の我々といたしましても、先ほど御答弁させていただきましたとおり、今回、公益通報制度がうまく運用されず、適切な事実認定ができなかったということを非常に重く受け止めておりますので、公益通報の運用スキーム全体について、そういった組織的なことも含めて、しっかりと見直していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中本隆志君） 再々質問を許します。畑石顕司君。

○畑石顕司君 再調査していただけないという答弁でありましたので、もう一度、再々質問を行います。

今回の調査報告書をよく読むと、公益通報処理には3つの段階があることがよく分かります。もう一つ、調査員に指名されていない土木建築局の管理職の動きが鍵になっていて、土木建築局のルールを逸脱した動きを人事課長がどこまで把握していたのか、これもポイントになります。そうした視点で報告書を読むと実に興味深いと思います。

最初の段階は、公益通報を受けてから、最初のヒアリング調査を行い、通報内容が事実であることが明確となった令和4年3月30日までの対応です。ここまでの対応は一部を除いて、おおむね公益通報処理のルールに基づいて対処していたように見えます。調査した弁護士も指摘していますが、基本的にここで公益通報を認めて知事へ報告すればよく、その後の対応も全く不要でした。なお、一部を除いてというのは、調査結果を人事課へ報告する前に、土木建築

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

局の調査員は、土木建築局内の調査員に指名されていない管理職と事案について協議を行っていたとあります。この協議を人事課が把握していたのかどうかは大きなポイントです。

2つ目の段階は、令和4年3月30日から令和4年10月3日までの対応。この期間は公益通報制度が確実だという認識の下で動いているけれども、公益通報制度のルールを逸脱した動きを行いながら、公益通報認定を逡巡している期間です。令和4年3月30日に指名された調査員に対して、土木建築局として、今回の事案をどう評価して、今後の対応をどうするのかなどを整理するように人事課は依頼しています。この依頼も、本来であれば重大なルール違反です。土木建築局のどのレベルの役職までが把握したかは分かりませんが、事が事だけに土木建築局内のかなり上位の管理職にまで事案共有された可能性があります。普通に考えれば土木建築局長まで相談があったと考えるのが自然です。

また、令和4年10月3日、人事課から調査員へ次の依頼を行っています。ヒアリングを受けた職員への目的や動機の深掘り、国への確認、マスコミ発表への事前調整、知事への報告スケジュール、これまたルールの大幅な逸脱ですが、なぜ調査員へ上記のような、今述べたような依頼、特に該当職員の目的や動機の深掘りを指示する必要があったのか、これも疑問です。そして、この調査員への依頼で潮目が変わるのです。

3つ目の段階は、令和4年10月7日から公益通報を結果として事実認定しなかったところまでです。ここからはあり得ないルールの逸脱も行われ、公益通報の事実を認めない前提で動いているようにも読める状況です。

時系列では、次のとおりです。2度にわたり調査員に指名されていない土木建築局の管理職が、なぜか関係者に再ヒアリングするわけです。ここで再ヒアリングを受けた関係者は、最初のヒアリング内容を覆す証言を行います。この調査員に指名されていない管理職の再ヒアリング自体が重大なルール違反です。調査員でもない管理職による再ヒアリングを契機に、ヒアリングを受けた関係者たちの証言が、当初のヒアリングから二転三転して、結果として事実認定できなかったとの結論に至っています。自分たちの都合のよい情報にのみスポットライトを当てて結論を出したようにも読み取れます。

まとめると、5つの疑問があります。当初より指名した調査員が、土木建築局内の指名されていない管理職と情報共有している事実を把握していたのかどうか。2つ目は、令和4年3月30日に、必要のない土木建築局への調査内容の評価等を求めたのはなぜか。3つ目は、令和4年10月3日の調査員への指示は全く必要のないものであり、なぜ調査員へこのように指示を行う必要があったのか。4つ目は、調査権限のない土木建築局の管理職が再ヒアリングを行ったことを黙認しただけでなく、そこで得られた証言を重要視したのはなぜか。組織的隠蔽を疑われる重大なルール違反とも読めます。最後に、相談した弁護士から再三にわたり、重大なコンプライアンス違反を指摘されながら、正当性のないヒアリングの結果を受けて、公益通報を認定しなかったのはなぜか。大きく5つの疑問点を顧みず、懲戒処分の認定と混同したという甘い推察を持って、公益通報が適切に機能しなかったと総括とするには、少し私は無理がある

令和8年2月24日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

のではないかと思います。

調査した弁護士は、この多くの部分を、懲戒処分の認定を求めたことによるものと考えられると、そういうふうにも読むこともできると指摘していますが、そのように捉えることも確かにできる。しかし、土木建築局と調査員を通じて相当程度情報共有や事実認定後の動きについてやり取りしている状況を俯瞰して読むと、むしろ組織ぐるみで隠蔽を図りたい土木建築局を幫助したようにも見えてしまうのです。そのきっかけをつくったのは人事課のようにも見えます。

議員からそのように指摘を受けている以上、組織的隠蔽と幫助ではなかったことを、丁寧に説明するのは執行部側にあると私は思います。5つの疑問点を指摘しましたが、それを一つずつここで答弁してくださいとは言いません。

それでもなお、公益通報が機能しなかった根本の原因究明を再度行うことをしないのか、どうなのか、検討すらしていただけないのかどうか、改めて答弁を求めます。

○議長（中本隆志君） 当局の答弁を求めます。総務局長杉山亮一君

【総務局長杉山亮一君登壇】

○総務局長（杉山亮一君） 今回、この第三者の再調査で指摘されました事項をしっかりと我々としても踏まえまして、公益通報制度において適切な事実認定ができるよう、公益通報の運用スキーム全体について、我々としてしっかりと見直してまいりたいと考えております。